

## 令和元年度第2回高知県人権教育推進協議会まとめ

日 時 令和元年9月6日（金）14時～16時  
場 所 高知県人権啓発センター 6階 ホール

### 1 開会

---

#### ◆教育長挨拶

### 2 内容

---

#### ◆協議

- ・「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」について

（以下記号：協議会委員○、事務局●）

- 第1章は「推進プランについて」である。委員の皆さんから前回頂いたご意見も、プランの中に加味していただいている。第2章は1が「人権教育の総合的な推進」で、2が「人権教育の推進にあたって大切にすべきこと」である。今回はこれらの部分について、委員の方々から率直なご意見を頂きたい。

まず、事務局より説明をお願いします。

#### ●（事務局説明）

- ・「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」について

資料1	高知県人権教育推進プラン改定のポイント
資料2	高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）（案）
資料3	令和元年度第1回高知県人権教育推進協議会委員の意見より
資料4	「高知県人権教育推進プラン」改定に向けたスケジュール

（平成30年度～令和元年度）

- 私は、このようにしっかりした構造や施策の体系に基づいて人権教育を推進している県の例をあまり知らない。国と高知県の教育振興基本計画と関連する形で人権教育の充実を位置付けており、高知県教育委員会が、組織としての推進体制を構築されていることについて、常々敬服している。

まず1ページから2ページは、推進プランの基本骨格に関わることについてご意見をいただきたい。

- 大変温かい内容になっていることに感謝を申し上げたい。

前回、改定版を作成する目的について質問をしたが、実効性のあることを明記していただいたことに感謝をし、歓迎したい。

1ページでは、人権教育という言葉に対して、人権に関することを学ぶという解釈があるのではないかと。今までの討議等において、人権教育を通じて高知県の教育の在り様を論じてきたと思う。2行目の「高知県教育委員会としての人権教育の施策」という文

言の「人権教育」と「の」の間に、「人権教育を基盤とした、高知県の教育の施策」という言葉を入れていただければ、力強いであろうし、先生方にも推進プランを出した意図を理解してもらい易いのではないかと考える。

この協議会では、人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や、就学、勉強など、県の教育そのものを論じてきたことから、単なる人権教育ではなく、高知県内の子どもたちの未来を考えていく人権教育推進プランであるという意味が伝わるようお願いしたい。

- 全ての教育の基礎、基盤になるものが人権教育だという思いがある。要望は十分に理解できたので、反映できるように検討させていただく。文言は私どもにらせていただきたい。
- 「推進プランとは」の根本的な部分に関わってのご発言であった。

今、政府でも各都道府県教育委員会や行政でも、持続可能な発展を目指しての15の教育目標が言われているが、根底の部分で人権教育と関わっていると考える。最近ではその持続可能な開発に向けての教育目標、またはより良き生活に向けて、ウェルビーイングということも言われている。人権教育を基盤としてということはOECDを含めて世界的な流れになっていくのではないかと考える。持続可能という文言を入れるかどうかは別にして、受け止めていただきたい。
- この改定版の中で私が一番良いと思ったのは、「隠れたカリキュラム」の記述である。人権教育を全面に看板として掲げて行うことも良いが、やはり人権は様々な教育の場面で、一番大事にされなければならないものである。「隠れたカリキュラム」は、学校教育にとっては非常に重要なことであり、この部分の丁寧な取り組みが、子どもたちにとっても大きな影響力をもつものとする。

カリキュラムの一部であることをより意識できるように、表や図の中にも説明を追記してはどうか。
- 社会教育における人権教育は、多様に差別事象を取り上げるが、解決方法については、自分たちで考えてくださいという形で終わる研修が多い。解決方法を考えることができる教師や指導者の力量を高めていかなければならないと思う。人権教育を根底に置いた学校経営、学級経営、授業経営に行き着くのではないかと考える。

もう一つ、1ページの「部落差別解消推進法」の後の部分について、アイヌ問題の法律を記載してはどうか。
- 「隠れたカリキュラム」は、明示的なカリキュラムに対して、学校の中に隠れた文化に注目していこうということで、学校文化の問題として出てきた言葉である。

それでははっきりとしていないということから、差別の事象を具体的に上げて学ぶことが大事だという主張があることも確かである。この部分の記載についてはどうするか。
- 例えば、人権教育の授業では、教職員がきれいな言葉でしっかり実践をしていますが、

日常的に子どもたちに関わるときに、人権教育の視点が抜け落ちた言葉が使われたりすると、子どもたちの人権感覚を低下させるような働きかけになる。この授業以外の日常的な働きかけによる影響を「隠れたカリキュラム」という意味で記載している。ここにお示しをしている内容について尊重して捉えていただいている。

例えば、授業づくりでは学習指導案をつくって展開を明確に示す、表に出るカリキュラムの部分もあるが、実は日々の教員の人権感覚に基づく温かい言葉の中で子どもを育てることがたくさんある。その両輪で、子どもたちの人権感覚は育まれていく。表に出ているカリキュラムとして日々実践していく教育活動に、「隠れたカリキュラム」が合わさることにより、人権教育は進んでいくというメッセージを加えたいということについてご理解いただければと考える。

- 同和教育から人権教育に移る中で、国際的な人権も絡めて、学校や社会教育の場に視察に行ってみたときに、中途半端に差別を羅列して終わる内容の授業や啓発が多い。高知県も指導者や県の作成物については、解決のための見通しに立った表現や書き方をしたい。

ここまで学級の雰囲気高めたい、人権教育を進めていきたいという願いが、「隠れたカリキュラム」の並びにあれば分かる。「教育する側が教えようと意図する・しないにかかわらず、学習者がその場の雰囲気や環境から学び取っていく全ての事柄」という説明が抽象的である。意図するものがその根底になれば学び取らない場合もあるため、隠れたままで終わると考える。

差別や人権という名前を出したら全部クリアで、そこから自分たちが見えるものは何なのか。その見えるものをカリキュラムの中でどのように整理して、伝え、その伝えたものの中から何を学び取らせるのかということが、人権教育で弱い。例えば、国語や社会は答えが決まっているけれども、人権教育は答えが決まっていないし、人によって受け取り方が違うため、もう少し強調した書き方があれば良いと思う。

- 「隠れたカリキュラム」については複数のページで記載をしており、教職員の人権感覚が全ての活動のベースになるというメッセージをここに書き加えている。先ほど頂いたご意見は持ち帰らせていただいて、どんな形で明記できるか、再度検討させていただきたい。

- それぞれの「隠れたカリキュラム」の捉え方について、ずれがあるのではないかとと思う。検討していただきたい。

また、差別解消3法以降の法についてのご意見についてはどうか。

- それも持ち帰らせていただいて、個別の法律についても可能な範囲で、加えることも含めて検討したい。

- 特にアイヌの問題は、アイヌ民族を先住民として認めたので、一連の法律の中では、かなり重要な役目がある。

- 人権課題についての法律全てが重要なものだという認識がある。巻末資料の中に付け

ていくようなことも含めて、持ち帰らせていただきたい。

- さらに捕捉すると、高知県人権施策基本方針の改定に則り、この推進プランの改定も進めている。人権施策基本方針と関連する形で表記をしていきたいと考えており、その部分はこちらで責任を持って行いたい。
- 簡素で分かりやすく、工夫をしていただいている。今後は、改定版のポイントとして1枚のシートに示しても良いと思う。

では、本日の協議の中心である第2章の2に移る。

「2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと」の部分は、「就学前教育の取組」、「小学校以降の学校教育の取組」、「社会教育の取組」、「就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働」、「関係機関・NPO等との連携」という五つの観点に沿って項目ごとに、今後大切にすべきことという重要なことを書いている。

まず、(1)「就学前教育の取組」と(2)「小学校以降の学校教育の取組」について、事務局から説明があればお願いします。
- これまでのプランでは県教育委員会の取組に比重が置かれており、保育所・幼稚園や学校、社会教育の市町村に対しても、このプランを通じた具体的な提案が弱かったと考える。今回は各課、部署にも協力していただき、取組例を多く記載し、このようなことができるのではないかというメッセージ性を持たせたものにしようという力を入れて作成してきた。さらに取り組んだら良いことや、必要な視点などについて、委員の皆様からご意見を頂きたい。
- 修正を加えた部分を中心に見ていくと、教職員集団づくりの重要性や、部活動のことにも言及している。人権が尊重された学校経営、学級経営、生徒指導の3機能についても記載している。
- 保育者が人権教育という言葉は知っていても、子どもたちをどのように育むかという目的意識をしっかり持っている保育所や幼稚園と、そうでない場合とでは温度差があったと思う。今回、県教委の取組、保育所・幼稚園や小学校の取組をきちんと枠組みで示されたことで、今後、人権教育に関する意識の高まりに繋がると思う。

文言がもう少し分かりやすくなると、さらに取り組みやすいと思う。今の教育は、人権教育がなくては成り立たない。幼稚園や保育所、学校教育の教職員が、人権教育を意識して取り組んでいることは確かである。自分が実践しているものと、このプランに示されているものが明確に一致することで、納得しながら取組をさらに進めていくことができるため、この冊子は素晴らしい。
- 推進プランの個々の事業を実現していくためには、県教委と市町村教育委員会が一体化することが大事ではないか。各事業の改善点について情報共有が重要である。

例えばこれまで県教委が作成した人権教育の教材集について、時代に合わなくなっているものもあり、県教委と市町村教育委員会が連携しながら新たなものをつくっていかねばと考える。

もう一つ、不登校の子どもたちへの支援について。県教委がアウトリーチで派遣したスクールカウンセラーが家庭訪問等に行く時の交通手段についても、県教委と市町村教委でうまく連携ができれば、アウトリーチがより生かされると考える。不登校の問題については、県教委も重要視していると思うので、このような事業を活用しながら、取組を進めて行ければなお良いと考える。

また、地域を巻き込むことが大事だと考える。教育支援センターに民生委員さんに来ていただくなど、社会教育と連携した子どもたちとの関わりについても議論ができるのではないかと。このような具体的な実践ができるように、県教委と各自治体との連携ができれば非常に良い。

○ 15 ページの「保育所・幼稚園での取組例」の下の③「教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り」という部分が最も大事である。各園、保育所の、教職員の姿勢が高まるものが、県教委の取組の中のどの部分で、各市町村の園や保育所にどのように関連するのか、もう少し明確であれば、各園の園長先生も取り組みやすいと考える。

○ 15 ページと 16 ページにかけて、③「親育ち・子育て支援の充実」の部分の最後から 2 行目に、「保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て情報の発信や相談活動など、地域で親を支える子育て支援を進めていきます」とある。保育所や幼稚園、センターで、子育て情報の発信や相談活動が、親を支える子育て支援につながっていくという、この部分の表現を少し考えてほしい。孤立する保護者や自尊感情が育まらない子どもたちがあり、虐待が起こっていて、親子関係が築けない家庭があるなかで、どのような子育て支援をするのか。子育て情報の発信や相談活動というような、大まかな言い回しではない表現をお願いする。

また 16 ページの中程の、「保育所・幼稚園等での取組例」の①「日常の送迎時や連絡帳、行事や保護者研修などのさまざまな機会を捉えて」という部分は、すごく大事なことだが、その機会を捉えて何をするのかということがより大事だと思う。親が認められにくい子育てを孤立しながら頑張っていることを、身近にいる保育士やセンターの方がねぎらったり、励ましたりすることが支援につながると考える。したがって「子育てに関わる相談活動や情報の発信を行い」という表現をもう少し考えてほしい。

● 保護者の方の、子育てに関して困っていることについて、それぞれの状況に合わせて、必要があれば専門機関につなぎながらという総合的な取組を幼稚園や保育園に担っていただくという意味で、このような表現になっているが、今まさに委員の方が言われたところで取組をしている。保育園・幼稚園に通っていない方々に対してももれなく、支援の輪をどのようにつなげていくかということについても、検討を進めているところである。対象を明確にし、医療や福祉の分野とも連携しながら漏れのない支援ができるよう取り組み、対応していきたい。

● アウトリーチ型のスクールカウンセラーのことについて、お答えをさせていただく。市町村の実態に沿って自由に活用していただきたいことから、スクールカウンセラーの活動についてはあまり細かなことを規定していない。

例えば、ある市町村では、学校に来ている子どもたちについては、学校に配置のスクールカウンセラーが対応して、学校に来られない子どもについてはアウトリーチが家庭訪問するという形で役割分担をしている。また別の市町村では、学校配置のスクールカウンセラーが関わるができない部分をアウトリーチがカバーするなど様々な形で行なっている。

支援が届かない子どもに、必ず支援が届くことを目指して配置をしたアウトリーチ型であるため、そのことが実現できるように各市町村とも確認をしながら、支援の充実を図っていきたい。

- 県と市町村教育委員会との関係は、全国の中でも高知県はかなり良いほうだと思っている。各市町村の教育長さんとも、一つの方向に向けて取り組んでいきたい。

支援センターについても、心の教育センターが各市町村教育委員会を回らせていただいている。未設置のところについては設置について、設置されているところも、地元の支援センターへ通いづらい子どもさんについては、近隣の支援センターで対応していただくような広域の取組について、お話もさせていただいている。

その中で具体の課題に対する県と市町村教育委員会の連携も確認している。さらに様々な意見交換が円滑にできるように、しっかりと進めていきたい。

- 不登校の子どもたちが一歩外へ出る取組の一つとして、アウトリーチは非常に良い事業である。市町村で動きやすいように体制づくりをしてもらって良いと言ってくると、支援もやりやすいという思いで発言した。

また、子どもがどのような理由で不登校になっているか、学校へ行きづらくなっているか、いじめとの関連の有無など、学校の先生がしっかりと把握していくことが大事である。これは人権教育担当だけではなく、全ての先生の感覚の問題であろうと思う。

実効性ある事業にしていくためには、生徒の状況について先生が理解し、把握できるような人権感覚を高めるための研修にも取り組んでいく必要があると考える。

- 16 ページの「県教育委員会の取組」の5番、6番について、「関係機関と連携して行うため、家庭支援推進保育士の配置を推進します」と、「スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を支援します」という文言がある。配置を支援するということは、今後、幼稚園や保育所に関わり、このような人材について応援していくという捉えで良いか。

- まず家庭支援推進保育士については、市町村に2分の1の補助を行い、各園に配置をしていただいている。多くの保育所に配置したいが、保育資格の問題からも進んでいない。まずは保育士の確保に努めて、さらに家庭支援推進保育士の配置を推進したいということで、このように記載している。

6番の、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置についても、主に特別支援を要する子どもへの支援が中心となっており、現在、10市で配置されている。必要であれば町村にも配置をしていただきたく、県が補助金を出すことにより支援をする。

- 5番の家庭支援推進保育士の配置について、10月からの幼稚園の無償化など、様々な

理由から、保育士が不足している市町村が多い。市町村で何が大きかしっかり検討し、一つでも多くの幼稚園、保育所に推進保育士の配置ができるようになれば、素晴らしい。

- 就学前、小学校以降と共通する内容として、スクールソーシャルワーカーと連携した取組や、配置を支援しますとあるが、スクールソーシャルワーカーの人材不足の課題がある。

連携した取組を推進する以前に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保のほうが先ではないかと思う。スクールソーシャルワーカーの人材確保の状況を教えていただきたい。

- 高知県でスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーとして活動していただいている方が、60名程度存在する。現在は各市町村への委託事業として、県内の全ての市町村、学校組合に配置をしている。県立学校についても、約半分ぐらいに配置している。人材の確保については苦慮しており、市町村からも情報をもらいながら連携して人材確保に努めていかなければいけないと考える。

また、スクールソーシャルワーカーは、教育と福祉と両面のスキルが求められる仕事だと思う。本県として即戦力となる方を求めると、人材確保が難しいため、子どものことが好きで、何とか力になりたいという熱意をもっておられる方を雇用させていただいて、実践や研修を積みながらスキルを上げていただくことを考えている。即戦力となる方と、それから雇用してスキルアップを図っていただく方と、二段構えで人材確保に努めている。

まず市町村への配置を優先させていただいたため、県立学校全てに配置できていない状況については、申し訳なく思っている。

- 特別支援学校の場合は医療との連携が非常に重要である。医療、福祉、そして学校、家庭と多くの分野に関わる人材が求められると思う。よろしく願いたい。

- 県教委と市町村の関係について、県教委が、保育士の配置を推進するという文言と、配置を支援するという文言がある。県教委が支援する場合、主体は市町村にあって、県教委はそれを支援するという認識で書き分けておられるのか、お聞きしたい。

- この表記は、両方とも市町村が主体であり、県は財政的な支援をするという意味である。ただ、家庭支援推進保育士の配置の推進については、保育資格の問題もあるため支援は行うが、推進という形で記載している。

- 表記が混在しているため、整理をさせていただく。基本的には、県の教育委員会として支援をするものについては市町村が主体で、推進するというものは県教委が主体である。県の思いだけでなく、市町村としっかりタイアップをしてやっていきたい。

取組例については、例えば、進めます、行いますなどの記載をしている。あくまで取組例であり、各保育所・幼稚園等において主体的に進めてもらいたいという思いで書き分けている。

- 財源の関係をどう書き分けているのか、お聞きしたい。
- コーディネーターも、家庭支援推進保育士も、県としては補助金を出している。県教委として、各園に家庭支援推進保育士を置いていただきたいという思いで推進という表記になっているが、主体は市町村にあり、支援という形で補助金も出している。
- では、次の項目の「社会教育の取組」に移る。「社会教育の取組」は、22 ページから 26 ページまでである。
- 社会教育の取組をたくさん書いていただき、感謝申し上げます。

22 ページの「家庭教育は」の部分について、「保護者や保護者に準ずる人が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育のスタート地点です」「子どもが、家族との触れ合いを通じて、乳幼児期から」という箇所から続いて、「善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、子どもの人格や人権意識の」という部分について、その地域で生まれてから人生を全うするまでの間をまとめた書き方であると思うが、連動してネット利用の問題が出てくると思う。

子育て支援センターや、子育て育成課、保育所、幼稚園から、スマホとゲーム機絡みの子育てについての相談がある。相談内容にはスマホ育児を懸念するような文言があり、4、5年の間に子どもの状況が変わってきたと感じる。一つの学校に継続して行っているが、一昨年から今年にかけて、年々子どもの様子が違っている。落ち着いて座ってられない子ども、走り回る子どもが増えてきている。

その子どもたちに、ゲームの経験や、毎日の利用時間、今朝は何時ごろまで起きていたかと聞くと、学校に行っていない時や学童から帰った後など、ずっとゲーム漬けという子どもが多い。インターネットの正しい使い方や情報モラル教育以前に、親が子育ての中でインターネットのゲーム機を与えて、自分のスマホを持たせていることに課題を感じている。私の調査によると、高知県でスマホを持っている就学前の年長の子どもは、去年の段階で30%を越した。

今、子育てをしている世代は私たちが育てた子どもの世代である。今の親世代が子どもの時代は、スポック博士の育児書が流行っており愛着障害の子どもを多く育てたと思っている。親に抱きしめられて育てられなかった子どもの世代が親となり、子どもを抱きしめずに、ゲーム機やスマホで子育てをしている現実を見せつけられて、驚いている。

親育ち、親育ての中で、そのことを考えていかなかったら人権教育が破綻していくのではないかと危惧する。16 ページの3に、「スマートフォンの取り扱いなどについて、親子で考える機会を持ち」と書いており、親に丁寧に伝えていかなければならないと考える。不登校の大きな原因としてもゲーム利用が関係していると考えます。

また、24 ページの「市町村での取組例」の4番目に「少年補導育成センターや警察、医療機関、民間企業と連携し」とあるが、企業ではなく「民間団体との連携」という記載を検討していただきたい。
- 26 ページ、27 ページの(4)「就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働」と、(5)「関係機関・NPO等との連携」について、合わせてご意見をお願いします。



○ 1点目は、24ページの「県教育委員会の取組」の「県が主催する市町村担当者研修の充実を図り」という箇所においては、高知県人権啓発センターと県教委で連携をして、各市町村における研修を実施しているが、人権教育や人権に関する啓発活動は、市町村により温度差があると痛感している。

2点目は、市町村の人権教育、啓発の担当の経験年数が、ゼロ年という方が非常に多い。即ち、毎年担当が変わっており、しかもその担当の方は、人権教育や啓発の他にもたくさんの業務を担当しており、業務の一つとして啓発担当を担っている方が殆どである。今後、市町村が啓発活動を進める場合、より工夫が必要ではないかと感じている。そのような現実も直視して県教委の取組の中身を変えていかなければ、先は明るくないと感じた。

25ページの「市町村での取組例」の④については、実際に近隣の市町村と合同で研修やイベントを実施している。担当が1名程度で経験年数ゼロ年となると、近隣の市町村と連携して取り組むしかない状況もある。この取組例のように、何か工夫をお願いしたい。

また、26ページの「近隣の特別支援学校等との行事での交流や共同学習等を、組織的・計画的に行うことにより」の表記について、「交流及び共同学習」という表現でお願いしたい。これはふれあいを通じて、人間性を育むことを目的とした交流という側面と、新たに、障害のある子どもと障害のない子どもとそれぞれが、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習を行う両方の側面がある。この二つの側面は分かち難いものであるということで文科省も進めてきており、県教委としては、「交流及び共同学習」として使っていただきたい。

● ご指摘いただいたとおり、「交流及び共同学習」が正式な使い方であるため、文言を修正する。

○ 私は、中学校区を単位に取組を進める方法が効果があるのではないかと考え、以前から提起をさせていただいている。

県の指定では、小学校と中学校と別々のものが多い。小中学校で同じ教科の指定があれば、中学校区で9年間の取組ができるのではないかと考える。

教育再生実行会議の提言や中教審の答申などでは、9年間や中学校区、小中連携などという指定がたくさんあり、私たちが実践してきたことは間違いではなかったと確信している。さらに令和2年の概算予算では、そのような連携事業が370億円程度予算化、計上されている。小中学校、中学校区をもとにしたネットワークづくりで、十分に子どもたちを守り、支えることができ、スクールソーシャルワーカーの役割も違ってくるのではないかと考える。本県では、県立を含めると中学校が102校あり、1小1中が50校区ある。ぜひ具体的に実効性のあるものにしていただきたい。

○ 24、25ページの「県教育委員会の取組」の、「社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成を推進」「参加者が主体的・能動的に参加できる学習内容の充実に努めることが大切です」と、この後の「人権学習プログラムや教材を開発・整備することが望まれます」と、「県教育委員会の取組」の「参加体験型学習プログラムの開発を進めます」という部分について。

教材をつくるときに、差別事象や被差別部落に対するマイナスイメージを広げるだけにならないよう留意が必要である。また、参加型のカリキュラムを組む際に、課題について認識を深めず、ただ面白いだけの参加型研修を行っている、啓発の意図が間違っ  
て伝わったり理解が不十分で終わったりするため、十分に気を付けて進めてほしい。

- 最後に、取組を推進するために一番大事なものは財源である。教育委員会としてそのことを考えてほしいと強く思いながら協力させていただいた。